

(公印省略)

総行応第 261 号  
令和 7 年 10 月 27 日

各都道府県 地域振興担当部局長 殿

総務省地域力創造グループ地域自立応援課長

地方自治体が独自に実施する地域おこし協力隊に類する事業について（依頼）

平素より地域おこし協力隊の取組の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

地域おこし協力隊制度では、特別交付税措置の対象となる地域おこし協力隊員について、一定の地域要件を設けているところですが、今般、「令和 7 年地方分権改革に関する提案募集」において、当該要件により対象とならない事業で、地方自治体が独自に実施する地域おこし協力隊に類する事業（以下「独自協力隊」という。）についても、地域おこし協力隊に係る研修等の各種支援への参加を可能とすること等、地域おこし協力隊への支援策の利用拡大を求める提案がありました。

独自協力隊の取組は、地域おこし協力隊同様、地方への人の流れの創出や、地域力の維持・強化に資するものであり、また、地域おこし協力隊と独自協力隊の連携により、両者の活動の更なる推進が期待されるところです。

ついては、独自協力隊の取組を後押しする観点、独自協力隊及び地域おこし協力隊の一層の連携を促進する観点から、下記のとおり、地域おこし協力隊に係る研修等の各種支援施策について、独自協力隊についても対象とすることとしますので、各都道府県及び市町村におかれましても、御協力をお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市町村に周知いただくようお願いします。

なお、本事務連絡は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 地域おこし協力隊に係る各種支援施策の対象とする独自協力隊の要件について

地域おこし協力隊に係る各種支援施策の対象とする独自協力隊については、以下に該当するものに限ることとします。

(1) 地方自治体から、委嘱状の交付等による委嘱を行うこと。

(2) 地域おこし協力隊推進要綱（平成 21 年 3 月 31 日制定、令和 7 年 3 月 21 日一部改正）第 3（2）に定める「地域協力活動」と同様の活動に従事するものであること。

- (3) (1)の委嘱に当たり、地方自治体が、その対象者及び従事する活動の内容等を広報誌、ホームページ等で公表していること。
- (4) 地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図るため、応募資格として、申請時には活動地域外に居住し、採用後は活動地域に住民票を異動して活動すること等の一定の地域要件を設けていること。

## 2. 独自協力隊の登録について

下記3.～6.のとおり、地域おこし協力隊に係る各種支援施策について、独自協力隊についても対象とすることとしますので、当該支援策の対象となることを希望する独自協力隊があれば、下記の要領で登録様式の提出をお願いします。本登録がない独自協力隊については、当該支援策の対象となりませんので御注意ください。

### (1) 提出方法

登録を希望する独自協力隊の必要情報を【別添1】の様式に記入の上、各都道府県で取りまとめの上、(3)の提出先に御提出ください。併せて、当該独自協力隊の要綱等についても御提出ください。

### (2) 提出期限

令和7年11月7日(金)

※ 提出期限は、取り急ぎ総数の把握のために設けるものですが、以降も随時登録が可能です。各都道府県及び市町村におかれましては、新たに希望する独自協力隊の取組があれば、同様に登録をお願いします。

### (3) 提出先

総務省地域力創造グループ地域自立応援課 [jinzai.renkei@soumu.go.jp](mailto:jinzai.renkei@soumu.go.jp)

## 3. 研修等への参加について

総務省が地域おこし協力隊員及び地域おこし協力隊自治体担当者を対象にそれぞれ実施している研修等について、独自協力隊員及び独自協力隊自治体担当者も対象として実施します。研修等の詳細については、都度御案内しますので、独自協力隊員への周知をお願いします。

## 4. 「地域おこし協力隊全国ネットワーク」への参加について

地域おこし協力隊に携わる全ての人々がノウハウや知見を共有し、お互いに応援しあえる環境をつくるため、地域おこし協力隊については、令和6年2月に「全国ネットワーク」が立ち上げられ、隊員、隊員経験者などの会員が自由に交流を行い、関連情報にアクセスできる会員専用のオンラインプラットフォームが運用されています。

独自協力隊員も「地域おこし協力隊全国ネットワーク」会員の対象とし、当該オンラインプラットフォームに参加していただけるようにします。具体的には、参加を希望する独自協力隊員の皆様は、以下のサービスを利用いただけます。

- 隊員・隊員経験者との専用掲示板での交流
- 隊員向け交流セミナーへの参加
- 地域おこし協力隊に関する研修動画やコラムへのアクセス

各都道府県及び市町村におかれては、独自協力隊員に御案内いただき、参加希望者については、下記の要領で会員登録の様式提出をお願いします。

#### (1) 提出方法

会員登録を希望する独自協力隊員の必要情報を【別添2】の様式に記入の上、各都道府県で取りまとめの上、(3)の提出先に御提出ください。

<参考：会員登録のフロー>

会員登録は、独自協力隊員として委嘱を受けた都道府県又は市町村へ申請いただき、各都道府県で取りまとめの上、様式を御提出いただくことになります。

なお、御提出いただく必要情報に含まれる個人情報、会員ページのサービス提供等の目的のため利用するとともに、利用規約及びプライバシーポリシー（(4)①のログイン画面から御確認いただけます。）に基づいて適切に取り扱います。

#### (2) 提出期限

令和7年11月14日（金）

※ 提出期限は、一斉登録作業のために設けるものですが、以降も随時追加登録が可能です。各都道府県及び市町村におかれましては、新たに独自協力隊員を委嘱する場合は、同様のフローで登録作業をお願いします。

#### (3) 提出先

一般財団法人地域活性化センター（地域おこし協力隊全国ネットワークプラットフォーム会員用ページ運営事業者）

【代表アドレス】 [info@ju-koryu.jp](mailto:info@ju-koryu.jp)

#### (4) 利用方法

① 下記URLより会員用ページログイン画面にアクセス

<https://kyoryokutainw.jp/login>

② 登録したメールアドレス、パスワードを入力

※ 登録いただいてから利用可能になるまで1週間程度いただいています。

※ 登録した初期パスワードはセキュリティのためログイン画面の「パスワードをお忘れの方はこちら」より再設定を行っていただくようお願いします。

### 5. 「地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業」の活用について

総務省は、地域おこし協力隊の活用を検討する地域等に対して、地域おこし協力隊の知見、ノウハウ等を有する専門家（以下「アドバイザー」という。）を派遣し、地域おこし協力隊に関する助言、提言、情報提供等の支援を行っています。

令和8年度地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業において、独自協力隊の活用を検討する地域等へのアドバイザーを派遣可能とするよう、令和8年3月頃に地域おこし協力隊アドバイザー派遣事業実施要綱を改正することを予定しております。同要綱を改正した際に改めて御案内いたします。

6. 「地域おこし協力隊全国サミット」の案内について

総務省は、地域おこし協力隊について広く情報発信を行うとともに、隊員同士の連携を促進するため、毎年度「地域おこし協力隊全国サミット」を開催しています。サミットにおいては、隊員同士がお互いに学び、交流する場として、テーマ別の交流会も行っています。

独自協力隊員の皆様にも積極的に御参加いただきたく、詳細は今後御案内しますので、各都道府県及び市町村におかれましては、独自協力隊員の皆様へ周知いただきますようお願いいたします。

7. 「地域おこし協力隊都道府県ネットワーク」による支援等について

地域おこし協力隊員に対する重層的なサポート環境を整備するため、多くの都道府県において、都道府県単位の地域おこし協力隊経験者によるネットワーク（以下「都道府県ネットワーク」という。）を整備しているところです。また、各都道府県及び各市町村において、地域おこし協力隊員の活動が円滑に実施されるよう、必要な研修の実施、地域との交流の機会の確保等の支援策の推進をお願いしているところです。

各都道府県におかれては、2.の登録を行った独自協力隊について、各都道府県内の地域おこし協力隊員及び独自協力隊員のつながりづくりや相談対応等の都道府県ネットワークによる支援を積極的に推進いただくよう、各都道府県ネットワークとの連携をお願いいたします。

また、各都道府県及び各市町村におかれては、2.の登録を行った独自協力隊について、従来より実施している地域おこし協力隊員に係る研修の実施、地域との交流機会の確保等の支援策の対象とするようお願いいたします。

以上

(総務省 地域力創造グループ 地域自立応援課)  
藤岡課長補佐、久芝係長、柴田主査  
電 話：03-5253-5391（直通）